

2022.11.01

ESG リスクトピックス <2022 年度第 8 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<気候変動>

○米ニューヨーク州、2035 年までにゼロエミッション車以外を販売禁止へ

（参考情報：2022 年 9 月 29 日付 Governor Hochul Drives Forward New York's Transition to Clean Transportation

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-hochul-drives-forward-new-yorks-transition-clean-transportation>）

2022 年 9 月 29 日、米ニューヨーク州のホークル知事は州環境保全局に対し、同州で販売されるすべての乗用車、ピックアップトラック、SUV の新車を 2035 年までにゼロエミッション車（ZEV）にすることを義務づける規制方針を公表した。そのマイルストーンとして、新車販売に占める ZEV 比率を 2026 年に 35%、2030 年に 68%、2035 年に 100%と設定している。規制案は今後、ウェブサイトに掲載され、パブリックコメントや公聴会などのプロセスにかけられる見通しである。

あわせて同州は電気自動車（EV）のインフラ整備への投資、ZEV へのインセンティブ提供などの施策も公表した。これらの施策は、同州が 2050 年までに温室効果ガス（GHG）を 85%削減するという目標を達成するための重要な取り組みとして位置づけられている。

2022 年 8 月にはカリフォルニア州が同種の規制導入を決定しており*、ニューヨーク州の動きはそれに続くものである。また欧州においても、2022 年 6 月に欧州議会が、2035 年までに新車（乗用車と小型商用車）から排出される GHG をゼロにする規制を採択**している。既にカーボンニュートラルを見据えて、多くの関連企業は ZEV 化戦略を打ち出しているが、各国及び米国各州の規制動向に応じて、想定シナリオの見直しが必要になることも考えられる。

* California moves to accelerate to 100% new zero-emission vehicle sales by 2035

HP : <https://ww2.arb.ca.gov/news/california-moves-accelerate-100-new-zero-emission-vehicle-sales-2035>

** Fit for 55: MEPs back objective of zero emissions for cars and vans in 2035

HP : <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20220603IPR32129/fit-for-55-meps-back-objective-of-zero-emissions-for-cars-and-vans-in-2035>

<ビジネスと人権>

○政府の企業向け人権尊重ガイドラインが確定、取り組み目的は侵害防止を強調

(参考情報：2022年9月13日付 経済産業省 HP

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html>)

政府が企業の人権尊重取り組みを推進するため策定を進めていた「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が、意見募集で寄せられた指摘の反映作業などを終えて内容を確定し、9月13日公表された。構成および主要な内容は、今年8月公表の原案から大きな変更はないが、ガイドラインの趣旨の明確化や具体例の提示などで追記・修正がなされた(8月公表のガイドライン案の概要は、ESG リスクトピックス <2022年度第6号>を参照)。

意見募集では、131の個人・団体から700件超の意見が寄せられた。意見を受けて行われた変更の主要なものは次のとおりである。

まずタイトルについて、ガイドラインの内容はサプライチェーンに限定していないことを理由に、「企業の人権尊重のためのガイドライン」といった代替案が意見で出されたことなどを受け、「等」が追加され、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」で最終化した。

次に、企業が人権尊重に取り組む意義や主眼を明確にする表現に修正された。原案でも、企業の人権尊重取り組みの主眼は人権侵害によって生じる被害の防止であり、企業経営リスクの観点からの評価や判断をすべきでないと示されていた。ただ、原案の表現は企業の取り組みの目的が経営リスクの低減や持続可能な社会・経済の実現に直接つながるように読めるといった指摘が複数あった。そのため、確定版では、例えば「1.2 人権尊重の意義」で、「企業による人権尊重の取組は、論ずるまでもなく、企業活動における人権への負の影響の防止・軽減・救済を目的とすべき」と下線部を追記。続く文章で、自社の経営リスク低減は副次的な成果であることを強調する表現に変更された。

また、対応する人権リスクの優先順位を検討する際の観点に、「蓋然性」(発生可能性)が追加された。ただし、重視する順序を①(影響の)深刻度、②蓋然性、③自社との距離の近さ(直接の契約関係の有無)——についても併せて提示した。他には、特に被害を受ける可能性が高いステークホルダーとして、「女性(ジェンダー)」と「外国人」の記載を追加。例えば、「4.2.3 構造的な問題」で、男女間の社会的・経済的な不均衡(ジェンダーギャップ)が根深い日本特有の問題を踏まえて、「女性」を明記。同項目には、「外国人」も追記された上、併せて国内で不当な扱いが相次いで問題化している外国人技能実習生について、複数の事項で人権侵害の事例などに取り上げられた。

取り組み内容の開示の重要性を強調するため、プロセスの開示を促す文言も追加された。これは、現状や見通しなどをこまめに開示する方がステークホルダーの信用獲得につながるという根拠に基づく。各企業における取り組みの段階に応じて、積極的な開示を促すよう求める意見を反映した。

ガイドラインが法的拘束力を持たないことは、原案と同様に明記され、「ソフトロー」の性格に変更はない。現時点で、欧州諸国のように企業の人権取り組みを義務化する法制備が国内で進むかは未知数だ。しかしながら、ガイドラインの確定で、企業に求められる社会的責任のレベルは着実に高まる。ガイドラインが求めるデューデリジェンスは、実効的な人権侵害リスク低減のPDCAサイクルの構築・運用と同義といえる。経済産業省が、企業の取り組みを支援する目的で、

より具体的・実務的な資料を提供する意向も原案通り明記された。これらを参考に、規模の大小を問わずすべての企業は、人権尊重取り組みの着実な実践が必要だ。

＜意見募集を受けた主な変更内容＞

項目	原案の文章	確定版の文章 ※下線が変更箇所
タイトル	責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン	責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン
1.2 人権尊重の意義	企業による人権尊重の取組は、企業活動における人権への負の影響の防止・軽減・救済を通じて、持続可能な経済・社会の実現に寄与する。	企業による人権尊重の取組は、 <u>論ずるまでもなく、企業活動における人権への負の影響の防止・軽減・救済を目的とするべきである。その上で、企業が人権尊重責任を果たし続ける結果として、持続可能な経済・社会の実現に寄与する…</u>
2.2.4 優先順位	深刻度の高い負の影響が複数存在する場合には、まず、自社及び直接契約関係にある取引先において、	深刻度及び蓋然性を考慮した上で <u>優先順位</u> の高い負の影響が複数存在する場合には、まず、自社及び直接契約関係にある取引先において、
4.2.3 構造的問題への対処	例えば、児童労働のリスクを増大させる就学難及び高い貧困率、マイノリティー集団に対する差別等がある。	例えば、児童労働のリスクを増大させる就学難及び高い貧困率、 <u>外国人、女性、マイノリティー</u> 集団に対する差別等がある。
4.4 説明・情報開示	各企業が実際に行う情報開示の内容や範囲は、それぞれの状況に応じて、各社の判断に委ねられる。	各企業が実際に行う情報開示の内容や範囲は、それぞれの状況に応じて、各社の判断に委ねられる。 <u>なお、人権 DD では、</u> <u>不断の改善プロセスを踏んでいることが重要である。</u>

＜人権＞

○世界の「強制労働」総計 2800 万人、5 年で 300 万人増加、ILO などが推計公表

（参考情報：2022 年 9 月 12 日付 国際労働機関 HP：

https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS_855019/lang--en/index.htm）

国際労働機関（ILO）、国際人権団体のウォーク・フリー、国際移住機関の三者が 9 月 12 日に公表した「現代奴隷制の世界推計」によると、2021 年時点で世界の「強制労働」が 2800 万人だったことが分かった。前回調査（16 年）からの 5 年間で 10%超の 300 万人増加した。

同推計では、『現代奴隷』を「強制労働」と「強制結婚」のふたつの要素で構成。強制結婚は 2200 万人と、前回調査から約 50%の 700 万人の増加だった。なお、16 歳未満の「児童婚」を含めると、強制結婚の実態はさらに多いという。強制労働・強制結婚ともに、いずれも脅迫や暴力、強要などで本人が拒否・離脱できないまま搾取される状況が共通している。

現代奴隷が増加した背景には、新型コロナウイルスの世界的流行に加えて、武力紛争や気候変動等の複合的な要因が考察されている。持続可能な開発目標（SDGs）は、現代奴隷のうち子どもは 25 年、全体は 30 年までにそれぞれ終止符を打つことを目指している（ターゲット 8.7）。残された期間内の目標達成には、国際社会が直面する課題が依然大きいことが浮き彫りになった格好だ。

全体の傾向として、民族や文化、宗教に偏りなく世界のほぼ全ての国で発生。特に、強制労働の半数以上（52％）は「高所得国」および「高中所得国」で起きており、強制労働は先進国に関わる問題であることが示された。

こうした現状を受けて、欧州を中心に現代奴隷の撲滅に向けて企業の取り組みを求める動きが進む。15年に英国で現代奴隷法が制定以降、欧州各国で人身取引の根絶などを目的にした取り組みを企業に義務化する法整備が相次いでいる。併せて、欧州連合（EU）の人権デューデリジェンス指令も制定に向けて協議中だ。指令案では、従業員数や売上が一定水準を超える企業に適用される想定で、外国企業も対象となる。要件を満たす日本企業も対応を迫られる。

欧州諸国で法整備が先行する背景には、地続きの東欧や中東、アフリカなどからの移民・難民の流入が増加し、それらへの非人道的な扱いなどが社会問題化してきた経緯がある。実際に、同推計のデータからも、移民労働者の脆弱性が伺える。移民労働者は強制労働に従事する割合が非移民労働者と比べて3倍以上高い。強制労働を防止する上で、移民労働者の保護の重要性を改めて裏付けている。

公的には移民の受け入れを認めていない日本でも、外国人労働者の人権侵害が企業にとって無視できないリスクに浮上している。米国務省は今年7月、各国の人身売買防止への取り組みを評価した2022年版「人身取引報告書」*を公表した。日本の評価は“Tier 2”（4段階の上から2番目）で、19年に“Tier 1”（最高評価）からランクダウンしたままだ。低評価の主な理由のひとつが技能実習生制度だ。報告書は、強制労働・人身取引の被害者であり、日本政府の対策は最低基準を満たしていないと強く非難した。

日本政府が今年9月に策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」も、「脆弱な立場にあるステークホルダー」の代表格に外国人労働者を挙げ、人権侵害の防止に「特別な注意を払うべきである」と強調。複数の事例で、技能実習生を取り上げるなど日本企業が直面する人権リスクと認識されている。

実際に、業務委託先で技能実習生の人権侵害が発生し、委託元企業の社名が大きく報道されるケースも起きている。サプライチェーンの問題が自社の社会的信用をき損するリスクが現実化している。新型コロナウイルス対策に伴う入国制限が緩和され、技能実習生の来日再開が始まっている。自社が国内外で強制労働に関与するリスクが高まることに注意が必要だ。バリューチェーン全体を通して、移民労働者や技能実習生の人権侵害の可能性の有無を洗い出し、必要な対策を講じる人権デューデリジェンスの実施が急務だ。

* 2022 Trafficking in Persons Report: Japan

HP : <https://www.state.gov/reports/2022-trafficking-in-persons-report/japan/>

<ガバナンス>

「G20/OECD コーポレートガバナンス原則の見直し」の公表について

（参考情報 9月21日付 OECD HP: <https://www.oecd.org/corporate/ca/review-oecd-g20-principles-corporate-governance.htm>）

2022年9月21日、OECD（経済協力開発機構）のコーポレートガバナンス（以下、CG）委員会は、『G20/OECD コーポレートガバナンス原則の見直し』（原題：The Review of the G20/OECD Principles of Corporate Governance）を公表した。CG委員会は、パブリックコメントや他の委員会

との協議を踏まえて最終的な改定案とし、2023 年中に OECD 理事会の採択及び G20 の承認を目指すとしている。

OECD の CG 原則とは、各国が CG に関する法律や規制を整備したり、企業が CG の取り組みを進めたりする際の国際的な基準として策定されているもので、強制力があるわけではない。しかし、2015 年に金融庁・東京証券取引所が中心となって策定したわが国初の CG コードは、この OECD の原則に準拠しており大きな影響を受けている。

OECD の CG 原則見直しは 2004 年、2015 年に続く 3 回目だが、約 7 年ぶりであって章立ての構成変更*をはじめ修正箇所は多岐にわたるが、本稿では、「リスク専門委員会の設置」について注目したい。リスク専門委員会について加筆・修正されている箇所は、主に以下の通りである（※表中、() 内の日本語は抄訳）。

加筆・修正の概要
※章はすべて V. The responsibilities of the board（取締役会の責任）
V.D.2. Reviewing and assessing risk management policies and procedures（リスク管理の方針と手順を評価する。） ＜この細節の末尾に以下の文章が加筆されている＞ To support the board in its oversight of risk management, some companies have established a risk committee and/or expanded the role of the audit committee,（取締役会によるリスク管理の監督を支援するため、リスク委員会を設置したり監査委員会の役割を広げたりする企業がある。）
＜V.Eの節では、それぞれ以下の記述が見られる＞ ＜V.E序文＞ a sufficient number of board members, as well as members of key committees, will need to be independent of management.（十分な数の取締役会メンバーと、主要な委員会のメンバーは、経営から独立している必要がある） ＜V.E.2・節全体を大幅に修正する中で、以下の記述が見られる＞ Boards should consider setting up specialised committees to support the full board in performing its functions, in particular the audit committee – or equivalent body – for overseeing disclosure, internal controls and audit-related matters. Other committees, such as remuneration, nomination or risk management, may provide support to the board depending upon the company's size, structure, complexity and risk profile. （取締役会は、その機能を発揮できるよう、専門委員会、特に開示・内部統制・監査を監督する監査委員会（または同等の機関）の設置を検討する必要がある。報酬、指名、リスク管理など他の委員会は、会社の規模、構造、複雑さ、およびリスクプロファイルに応じて、取締役会をサポートする場合がある。） ＜中略＞ While risk committees are commonly required for companies in the financial sector, a number of countries also regulate risk management responsibilities of non-financial companies, requiring or recommending assigning this role to either the audit committee or a dedicated risk committee. （金融系の企業では一般的にリスク委員会が必要だが、多くの国ではそれ以外の企業においても監査委員会かリスク専門委員会のいずれかにおいてリスク管理を行うことを要求または推奨している。） The separation of the functions of the audit and risk committees may be valuable given the greater recognition of risks beyond financial risks, to avoid audit committee overload and to allow more time for risk management issues. （監査委員会とリスク委員会の機能を分けることは、金融リスク以外のリスクへの認識を大いに高める効果や監査委員会の負担軽減、リスク管理にける時間の捻出が可能になる。）

弊社が 2021 年に実施した『上場企業のリスク管理体制調査**』では、実に 8 割を超える企業が「リスクマネジメントについて審議する会議体（委員会等）が有る」と回答している。このアンケート結果でいう委員会（会議体）は、社長自ら参加して高度な意思決定をする場から、現場レベルのリスク対策を議論する場までその目的や役割は様々であったが、全般的には業務執行を

支える意味合いが強かった。一方、上記 CG 原則で設置が推奨されているリスク専門委員会は、監査委員会と並べて語られており、執行においてリスク管理が適正かを監督する位置づけである。日本の会社法上、統治制度の制度の1つとして経営の監督と執行の分離を目的にした「指名委員会等設置会社」が規定され、指名委員会、報酬委員会、監査委員会の設置が求められているが、これら3委員会とリスク専門委員会は求められる機能が近い存在といえる。指名委員会等設置会社は2022年1月現在で上場企業のうち85社***であるが、今回のOECDのCG原則見直しを受けて、会社法やCGコードの改正、企業の動向について注視したい。

* IV. The role of stakeholders in corporate governance (4章:企業統治におけるステークホルダーの役割)が削除され、VI. Sustainability and resilience (6章:持続可能性とレジリエンス)が新設された。

** 2021年8～9月、3,501社を対象に郵送によるアンケート調査を実施し、308社から回答を得た。

***2022年1月20日 JACD 日本取締役協会発表「指名委員会等設置会社リスト(上場企業)」より引用。
リストへのリンク：https://www.jacd.jp/news/opinion/jacd_iinkaiseccchi.pdf

<EU サプライチェーン>

○欧州委員会 緊急時における単一市場保護のための措置案を発表

(参考情報:2022年9月19日付 Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL :

https://single-market-economy.ec.europa.eu/system/files/2022-09/COM_2022_459_1_EN_ACT_part1_v12.pdf

2022年9月19日付 欧州委員会 HP :

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_5443)

2022年9月19日、欧州委員会は、「緊急時における単一市場保護のための措置」案(Single Market Emergency Instrument(SMEI))を発表した。

本案策定の背景には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響下において、単一市場であるEUで生じた物流の停滞やサービスの供給不足、サプライチェーンの混乱がある。SMEIは、今後このような問題が発生した際に、EU域内における必要性の高いモノの流通やサービスの供給を滞らせないよう、ルートを確保・維持するための措置である。

本案では、平常モード(contingency)、警戒モード(vigilance)、緊急モード(emergency)の3区分に分類して対応方針を定めている。警戒モードおよび緊急モードの発動は、欧州委員会または欧州理事会が、各加盟国の代表者等によって構成される諮問委員会の助言を踏まえて決定する。

区分	警戒モード	緊急事態モード
発動者	欧州委員会	欧州理事会
発動要件	諮問委員会の助言を踏まえ、欧州委員会が重要な物資およびサービスの供給に重大な混乱が生じており、今後 6 か月以内に緊急事態に発展するおそれがあると判断した場合に、欧州委員会が発動	諮問委員会の助言を踏まえ、欧州委員会が、重要な物資およびサービスの供給の維持に不可欠なサプライチェーンに深刻な障害を与える事象が広範囲に発生していると判断した場合に、欧州委員会の提案を受けて理事会が発動
発動期間	最長 6 か月（延長可能）	最長 6 か月（延長可能）
主な措置内容	・加盟国に対し、各国域内の重要な物資の在庫や今後の供給計画等について情報提供を要請 ・事業者に対する措置はなし	・加盟国に対し、重要な物資およびサービスの供給維持のための措置の草案とその措置を講じる理由についての報告を要請 ・事業者に対し、重要な物資の生産能力や在庫に関する情報提供を要請 ・事業者に対し、優先供給を要請 ・事業者は要請内容への対応が困難な場合には、要請の通知から 10 日以内に合理的な理由を説明することが求められる
事業者に対する制裁金	なし	・情報提供の要請に従わない場合：最大 20 万ユーロ ・優先供給への要請に従わない場合：最大で前年度売上総額の 1%

本案は 2023 年に採択される見込みである。EU に子会社を含む拠点を持つ日系企業は、本案の目的や内容を理解した上で、平時においては自社やサプライヤーの供給能力を把握し、欧州委員会からの情報提供や優先供給の要請があった場合に備えるとともに、有事には迅速に情報を収集し、適切に対応できる体制を整備することが必要である。

また、EU 域内に拠点を有しない企業においても、EU 域内の企業に対して物資またはその原材料・部品等を供給している場合には、欧州委員会の要請を受けた EU 域内の企業から対応要請を受ける可能性を考慮する必要がある。同様に、EU 域内の企業から物資等の供給を受けている企業は、本案の要請を受けて EU 域内の物流確保が優先された場合に、EU 域外への物資の供給が制限され、事業に影響が生じることも懸念される。従って、EU 域内の企業と取引のある企業においても、本案が与える自社事業への影響を確認しておくことが望ましいといえる。

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部 リスクマネジメント第三部

interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

＜危機管理・コンプライアンスグループ＞

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

＜サステナビリティ第一グループ＞

- ◆ 気候変動・TCFD対応水リスク
- ◆ 水リスク
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD対応）

＜サステナビリティ第二グループ＞

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

＜統合リスクマネジメントグループ＞

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

＜サイバーリスクグループ＞

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2022